

予算総括協議会

2014年2月7日

森脇久紀

日本共産党の森脇ひさきです。

来年度予算各部要求に対してを県民の声・県民の願いに基づいて、今日は5項目、6点、知事に質問させていただきます。

県民のみなさんから「暮らしが悪くなった」という声をたくさん伺います。地方自治体の使命は「住民の福祉の増進を図る」ことであり、好循環をつくるためにも、下からあたためる、暮らしを支える制度の拡充が必要だと思います。

1つは、子育てしやすい岡山にするために、そのひとつとして、小児医療費公費負担制度の年齢拡大を求めます。県下の市町村でも年齢拡大がすすんでいます。県制度の拡充を求める声をたくさん伺いますので、ぜひ知事の考えをお聞かせください。

2つめは、重度心身障害者医療費公費負担制度について、平成18年の制度見直し以前の無料制度に戻すことを求めます。この制度は障害者福祉をどう考えるかにかかわる問題だと私は思っています。知事は現行制度を正当なものとお考えでしょうか、この点もあわせてお伺いします。

3つめは、障害のある方々の就労支援についてうかがいます。11月議会では企業や就労支援施設に専属の支援員をと質問いたしました。たとえば岡山大学ではグッドジョブ支援センターを設置し大学内での障害者雇用の促進にとりくんでおられます。県として、障害者雇用促進のため、同様のとりくみを検討してはいかがでしょうか。また、より細やかな支援のために現在3つの障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターの増設についても検討いただきたく思います。いかがでしょうか。

4点目は、産業分野の支援策についてです。4月からの消費税の増税を前にした駆け込み需要も影響して消費の増加もみられますが、増税後の冷え込みが心配されています。この間、経済対策として全国各地で注目されている住宅リフォーム補助制度を、県事業として創設してはいかがでしょうか。

最後は教育にかかる保護者の経済的負担軽減のため、私学助成費の増額を求めます。保護者負担の公私間格差解消という点で、私はまだ十分とは言えないと思っていますが、この点についての知事の考えもあわせてお知らせ下さい。

以上で、1回目の質問といたします。

(知事答弁)

日本共産党の森脇義貞の質問にお答えいたします。

まず、小児医療費公費負担制度についてのご質問ですが、安心して子どもを
み育てる環境づくりの一環として、平成 22 年 10 月から、経済的負担の大きい入院医
療費分の助成対象を小学校 6 年生まで拡大したところであります。

さらに、対象年齢を拡大することについては、依然として厳しい現下の財政状況の下
では、慎重に検討すべき課題と認識しております。

次に、重度心身障害者医療費公費負担制度についてのご質問ですが、この制度
は、重度の心身障害のある方々が医療を受診しやすい環境を整備するため、県と市町村
で助成を行っているものであります。

お話の平成 18 年の制度見直しでは、給付と負担の公平を図り、持続可能な制度の構
築のため、原則 1 割の自己負担の導入や市町村補助率の見直し等を行ったものでありま
すが、現下の厳しい財政状況等からも必要な見直しであったと考えており、ご理解いた
だきたいと存じます。

次に、障害のある方々の就労支援についてのご質問であります。 県での障害者雇用促
進についてであります。本県においては、ノーマラゼーションの観点も踏まえ、障害
のある方を各職場に配置し、周囲の職員連携・協力しながら、担当の業務を行うことと
しており、現時点では、一部署に集めて共同で作業を行う形態としておりません。

今後、各職場での業務遂行状況や課題を踏まえ、障害のある方が県庁で働くためにど
のような体制が適切なのかを考えていく中で、岡山大学のような形態の適否についても
検討してまいりたいと存じます。

次に、障害者就業・生活支援センターの増設についてであります。当センターは障
害のある方々の自立を図るために、国が各都道府県の障害保健福祉圏域ごとに 1 か所の
設置を進めているものであり、既に 3 圏域全てに設置されている本県においては、今の
ところ増設の予定はないと聞いております。

県としては、利用者数の多い岡山、倉敷の両センターには、県費で就業支援担当者を
追加配置するなどの取組を行っているところであり、今後とも、労働局など関係機関と
の連携を図りながら、障害のある方々の就職を支援してまいりたいと存じます。

次に、住宅リフォーム補助制度についてであります。県では現在、耐震化、省エネ
ルギー及び県産材利用等、一定の行政目的にかなうものについて補助を実施している
ところであり、お話の経済対策としての住宅リフォーム全般への補助制度創設は考えてい
ないところであります。

なお、国においては現在、民間賃貸住宅について、耐震化、省エネルギー及びバリアフリーのいずれかを含むリフォームを行う場合に、補助を実施しているところでありませぬ。

県としては、こうした既存制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、私学助成費の増額についてのご質問であります、これまで、公教育における私学の重要性を踏まえ、教育条件の維持・向上や保護者負担の軽減といった観点から、私学助成を行ってきたところでありませぬ。

平成 26 年度においては、国の就学支援金の加算対象者等が拡充されるのに合わせ、県の納付金減免補助金の補助対象者を拡充するなど、さらなる公私間格差の是正に取り組むこととしており、今後とも、私学関係者等の御意見をお聞きしながら、適切な助成に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(森協議員)

最初に、障害者医療費公費負担制度について再質問します。

こちらの表を見ていただきたいと思いますが、あるいはお配りさせていただいている資料を見ていただきたいと思ひます。

平成18年からの制度見直し後の、予算・決算の推移をまとめました。この一番右側ですけれども、これで見ると左側から2つ目です。決算額の17年との差を年度ごとに算出いたしました。合計しますと、約92億円、8年間の間に支出が削減された、県負担が減ったということになっています。この92億円がですね、結局市町村が一部負担しているところもありますけれども、大部分は、障害のある人たち、重度の障害者の方たちが8年間で負担したということですね。「給付と負担の公平」ということで必要な改革だったとおっしゃいますけれども、重度の障害ある方にこういう負担をさせて、痛みを感じないのかと私思ひうんです。この点について、ご答弁いただきたいと思ひます。

(知事答弁)

重度心身障害者医療費公費負担制度について、この平成17年から25年にかけて随分減っていることについて、どのように思ひかという質問に対してお答弁をいたします。

確かに減っている訳でございますが、平成18年の制度見直し以降の受診状況の動向について確認をしておりますと、受給者1人あたりの受診日数や受診医療機関数について、特に減少傾向は認められておりませぬ。お一人お一人に負担が大きくなっていくと言ひよりも、例えば政令市になった岡山市がここから抜けている、これは義務と財源をセットにして抜けている、そういったことの方が大きいのではないかと考えております。

(森協議員)

岡山市が抜けたということなども含めて、市町村の負担になった部分は確かにあるわけですね。ただ、1割負担ということ、重度の障害者の方々にお願いをしているわけですから、それについて痛みを感じておられないでしょうかという質問ですので、よろしくをお願いします。

(知事答弁)

重度の障害のある方々に、現在9割の助成をしているということですが、いろいろな行政サービスを行う中で、受益と負担の公平を図るということは、大変重要なことでありまして、これからの制度の安定性を図る上でも必要であったと考えております。

(森協議員)

障害者の福祉制度は「益」ではないと、受益ではないと私は思っております。障害者自立支援法の見直しを求める裁判もありましたけれども、国・厚生労働省が「障害者の尊厳を傷つけた」と謝罪し、制度の改善を約束したのはご存知のところだと思います。そういうことに照らせば岡山県の障害者医療費公費負担制度も見直すべきだと思います。いくら財政が厳しいからといって、それを障害のある、しかも重度の方々に押しつけるべきではないと思うんです。平成17年度の時点に戻すこと、(それがすぐにできないと言うのであれば)、例えば低所得の方には無料にするとか、中学校卒業までは無料にするとか、順次検討していくことが必要ではないでしょうか。知事の考え方をもう一度ご答弁ください。

(知事答弁)

考え方ということでございますが、私がこの仕事を1年少しやってみて、どの分野に関してもこれは、教育に関しても、医療に関しても、土木に関しても、それぞれの分野で説明を受けると、本当にあと1割ずつでもお金を付けてあげることができれば、担当者がもっといい仕事ができるのに、その地区のみなさんが喜ばれるのにということを思ったことは多々ございました。ただそれを総合してこの予算の中におさめていく、また後年度も安定的にサービスを供給していくことであると、それぞれ総合的に考えていかなければいけないということでございます。是非、この9割援助を差し上げて、これからも安定的にサービスを受けいただく、このことは必要であったと考えております。

(森協議員)

これに関して、一言だけ言っておきます。結局財政事情によって、福祉の制度を悪くし、個々の人たちに負担を押しつけるということは、朝日訴訟の判決、あるいは憲法25条に照らして間違っているというふうには言わざるを得ません。このことを踏まえていただきたいと思っております。

次は、私学助成について再質問させていただきますが、これについても、都道府県ごとに大きな違いがあるのはご存じのとおりと思います。こちらの表ですけれども、お配りしている資料の裏側なんですけれども、私立学校の教職員の組合員の方々が作成したものに手を加えたんですけれども、世帯所得別の父母負担の平均額を都道府県ごとに比較したものです。所得が500万円までのところで父母負担が低い上位5件が上側、中ほどは省略しました。下側の7県は高い方です。岡山県は、下から、高い方から3番目となっています。知事がおっしゃる「教育県岡山の復活」のためには、父母負担を軽減し、すべての生徒の学びを保障するための整備も必要だと私は思います。私学で学ぶ生徒の保護者の負担軽減のため、さらに納付金を軽減するとりくみが必要だと思いませんか。いかがでしょう。

(知事答弁)

私学で学ぶ子どもたちの親御さんの負担を軽減することについてどう思うのか、岡山の現状についてどう思うのかというご質問に対してお答えをいたします。是非、子どもたちが才能と意欲を持っているのであれば、より高度な教育が受けられるように、その機会を与えてあげたい。それが公立校であれ、私立校であれ、与えてあげたいと私自身も思っております。今回示していただいた資料で、岡山県の負担が非常に高いということでございます。それ自体は確かに計算に間違いはないであろうと考えておりますが、私が説明を受けたところによりますと、その中のたった1校、医療系の高校1校を除いて、平均を算出した場合全国平均を下回っているということを知っております。その非常に特殊な高校の時点で医療を学ぶというのはあまり普通の課程では考えられないわけでありましてけれども、その1校を除くと、全国平均以下であるという事実もあわせてご指摘させていただきたいと思っております。以上でございます。

(森協議員)

もうひとつ、こちらの表は、私学助成のうち生徒1人当たりの経常費補助金の全国比較です。高い県から順に並べておりますが、岡山県は残念ながら、これも下から3番目です。同時に、私どうかなと思うのは、1番下のところに、国平均と書きました。国庫負担している金額を国の全生徒数で割り算したのが313,000円という額です。岡山県は292,000円、約2万円これを下回っているんですね。国から来ているにもかかわらず、下回るというのはどういうことなのか、疑問を感じるわけです。(経常費助成を)国の平均額に引き上げるだけでも、授業料を2万円下げることができます。全国的には大体国のこの平均額に2万円ぐらい上乗せをしておりますから、(岡山県でも)そうすると4万円の授業料引き下げになるということだと、この表はそういうふうに理解できるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

(知事答弁)

岡山県の行っている助成金額が下から3番目である、しかも国から貰っている金額をも下回

っていることについて、どのように思うかというご質問に対してお答えをいたします。

大変情けないことだと思っています。実際そういう、非常に厳しい削減をし、かつ、また教職員を含めた県が給料を払っている職員の給与を下げた上で、なんとかぎりぎり回してきたのが、この10年の岡山県の実態でございます。一旦財政が厳しくなると、ここまで厳しいことまで副作用があることをわかっていながら、しなければいけない。助成が下から3番目であるということと、私が就任したときが下から3番目であったことは無関係ではなかろうと思っております。財政が厳しい状況には変わりがございますので、少しずつでも財政をよくして、そういったことを少しずつでも改善できるようにしたいと考えております。

(森協議員)

次の質問にいきたいと思いますが、その前に、国際人権A規約にある「中等・高等教育の無償教育の漸進的導入」とは、国連の社会権規約委員会では、公私問わず、保護者の所得を問わず、修学に必要な納付金なども含めて、無料化することだと言われております。是非この理念に基づいて、負担軽減に取り組んでいただきたいということを重ねてお願いしたいと思っております。

次に障害のある方の雇用支援についてうかがいます。

11月議会で質問させていただいたときには、「専属の支援員が必要なのかロジックが理解できない」という答弁でしたので、身近な取り組みも含めて、紹介をさせていただきました。

ある精神障害者の方からこんなお話をいただきました。「臨時雇用で働いていたんだけどこの3月でやめなければならないんです。期限だから仕方ないのはわかるけど、4月からどうしようか考えると不安です」というお話でした。精神的に不安定な方たちに、そういう思いをさせているというのは、非常に情けない、それこそ情けないと思うんですね。障害があるから期限付きだということは許されないというふうに思います。支援があれば働き続けられるのに、それができていないということなんですから、障害者への差別をなくしていくという意味でも、是非前向きに、岡山大学の取り組みのような取り組みをおこなっていただきたいなど、検討していただくということでしたけれども、今のお話も含めて、改めてご答弁いただきたいと思っております。

(知事答弁)

障害者雇用について、どう思っているのか、特に臨時雇用について、どう思っているかという質問に対してお答えをいたします。この障害のある方々がいろいろな工夫、サポートによって仕事を心得、社会参加していくことは、いろいろな意味で大切なことであろうと思っております。そういう意味で、この度法定の雇用率が上がって、1.8%から2%になった、民間企業でありますけれども、公共機関についてはそれぞれの種類に応じて、2.2%だったり、2.3%だったり、目標を引き上げたというのは、私は社会全体のためにはいい方向、取り組みであろうと思っております。是非それぞれの会社、機関がこの趣旨を理解して、努力をすべきであろうと考えております。

臨時雇用の障害者が1年で解雇されることについてということでありましてけれども、実際この数年間でとにかく失業者にチャンスを与えるということで、健常者も含めまして、数からすれば健常者の方が多いわけですがけれども、1年雇用をするという1年の期限が切れて、その契約が切れるという事例は、私の周りでも多々きております。そのときは非常に残念なわけでありましてけれども、そもそも恒久的なことでは、その最初の1年もなかったであろうということを考えれば、チャンスを与えたという点で意義はあったらと思います。是非その1年、これは障害者の方、健常者の方を含めてですけども、その1年間に身につけたいろいろなスキルですとか、生活習慣を使って、次の仕事に向けてしっかりがんばっていただきたいですし、県としてもそういった挑戦する意欲のある方の就業支援については、しっかりがんばっていきたくて考えております。

(森協議員)

これについて、言いたいことは山ほどあるんですけども、時間の関係でやめます。

最後に住宅リフォーム補助制度なんですけれども、この件について私が前知事の時代、4年ぐらい前にですね、是非ともこの制度岡山でも実現してほしいということで、何度も質問させていただきました。残念ながらまだ日の目を見ておりませんが、これ限定なしで制度を創設しているというのが特徴でして、こちらの表のように県レベルでも広がってきておりますし、岡山県内の市町村でも取り組まれるようになってきております。住宅の改修というのはご存じのようにさまざまな業者が関わりますので、地域への経済波及効果というのは非常に大きい訳ですよ。元気な地域づくりのためにも、こういう分野でもしっかりと支援策を講じていただきたいと思いますが、経済効果が大きいという意義についてはご理解いただけますか。その点について、ひとつ確認をさせていただきたい。国の補正を活用することも含めて、是非補助制度をと思います。いかがでしょうか、お願いいたします。

(知事答弁)

住宅リフォーム補助が、経済対策として効果があるかというご質問に対してでございますが、お金を使うわけですから、ケインズが言ったように穴を掘って埋めても経済効果があるというロジックに従えば、十分経済効果はあろうと思います。ただ、それがどの程度の経済効果になるのかということについては詳しい計算結果を見ておりませんので、よくわかりません。実際の個人個人の財産を増やす行為に対して補助をするということですので、公平公正という点でなかなかハードルが高いと認識をいたしております。